

## 2019年度 中野区産後ケア事業（ケア支援者派遣）業務委託仕様書

### 1. 件名

中野区産後ケア事業（ケア支援者派遣）委託（基本契約）

### 2. 委託期間

2019年契約締結日から2020年3月31日まで

### 3. 履行場所

中野区内の利用者居宅

### 4. 利用対象者

区より中野区産後ケア事業の利用承認を受け、別紙1「産後ケア事業利用カードA」若しくは別紙2「産後ケア事業利用カードB」、別紙3「産後ケア事業・追加利用カード（多胎児支援用・利用期間延長用）」の交付を受けている者

（なお、対象者については中野区産後ケア事業実施要綱第3条を参照のこと。）

### 5. 利用期間

出産後6か月（出産後満7か月の前日まで）を利用期間とする。なお、区長が必要と認める場合は、出産予定日の1か月前及び対象児の1歳の誕生日前日までを利用期間とすることができる。ただし、別紙3「産後ケア事業 追加利用カード（多胎児支援用・利用期間延長用）」を交付されている者については、カードに記載されている期間とする。

### 6. 委託内容

#### （1）利用予約の受付業務（受付・日程調整・事前説明等）

別紙4「受付・利用者負担金徴収等の業務について」を参照し行うこと。

#### （2）利用開始前の事前面接（必要とするサービス内容等の聞き取り）

#### （3）出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等の支援を行う派遣型事業の実施

内容は以下のとおり。

ア 産後の生活面での相談・援助

イ 授乳の見守り

ウ 沐浴の援助

エ 産後の心理的ケアや相談支援

オ 育児に関する指導・相談、育児サポート

#### （4）利用予約状況の報告

別紙4「受付・利用者負担金徴収等の業務について」を参照し行うこと。

#### （5）利用者負担金の徴収及び領収書の発行

別紙4「受付・利用者負担金徴収等の業務について」を参照し行うこと。

### 7. 利用日数・時間等

- （1）同一の利用者にサービスを提供できる時間は通算して15時間まで、但し多胎児を持つ利用者には23時間までとし、1回につき2時間以上、1時間単位でサ





- (3) 本事業内容について区が行う調査等に協力すること。
- (4) 本仕様書に定めるもののほか、必要な事項は別途協議の上決定する。
- (5) 本契約の履行にあたり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害しないこと。また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をすること。

担 当

中野区中部すこやか福祉センター

横 松 03-3367-7796